

## 条例の改正

今議会では、商品軽自動車等に対する軽自動車税の課税免除を定める「鞍手町税条例」の改正など3件の条例改正案を審議し、いずれも可決しました。また12月議会で継続審査となっていた「鞍手町特別職員退職手当支給条例の特例を定める条例」も可決しました。

### 販売用中古車の課税を免除

（税条例の一部改正）

（全員賛成で可決）

これまでは中古車として販売する軽自動車等で、登録が抹消されていないものに対しては軽自動車税を課税していましたが、今回の改正により、古物商許可証を持った業者等から申請があれば、課税を免除できることとなります。

#### 《質疑》

**問** 課税免除をすることで、どのくらい歳入に影響があるのか。

**答** 1台につき4000円とか7200円の免除になります。台数は明



販売用軽自動車で登録が抹消されていない車の課税免除ができるようになります

**問** 対象となるのは数台ということだが、これまでは課税していたのか。

**答** 課税していません。しかし、近隣市町ではすでにこの規定がありますので、今回条例で定めることにしました。

### 町立中学校、高校の生徒への教育を推進

（暴力団等追放条例の一部改正）

（全員賛成で可決）

暴力団等を追放するため、町の事務事業の入れに参加させないようにすること、また青少年に対して暴力団に加入せず、暴力団等の犯罪被害を受けないように教育を推進することを新たに規定しました。

#### 《質疑》

**問** 町立の中学校、高校で暴力団等の排除について教育を推進するとなっているが、今後どのような教育を行っていくのか。

**答** 中学生、高校生に、暴力団等を根絶することの重要性が認識できるように、また暴力団に加入したり被害にあつたりしないよう、教職員による教育の際の資料提供や警察官による出向教育などを進めていきます。

### 町長30%、副町長15%退職手当を減額

（特別職員退職手当支給の特例条例制定）

（賛成8・反対2で可決）

この条例は、元職員による公金横領事件に関して道義的責任を取ること、また、町長、副町長が自らの退職手当を減額するため、平成21年12月定例会に提案されていた。しかし、12月議会では「これから裁判が始まり、事実が明らかになってくる」「任期満了

までには3月議会もあり、その時点でも対応できる」との見地から、継続審査となっていました。

2月2日の初公判、及び3月17日の第2回公判での檢察の冒頭陳述でも

新たな事実は出なかつたこと、また両氏の任期満了も近づいていることから、退職手当の減額条例案を可決しました。

○福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減

○福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減

○福岡県介護保険広域連合規約の変更

## 反対討論

今回の元職員による公金横領事件の町の被害額は、2億5,406万円にもなります。

私は、議会にも相当の責任はあると思いますが、収入役や会計管理者はもとより、職員の監督責任を持つ町長並びに副町長の責任は極めて重大だと思います。

この削減案は町長、副町長の在職中の横領に対する責任として提案されていますが、在職期間中に横領された額は1億1,777万円にもなり、また、仕組債についても評価損が約1億5,000万円にもなっています。これらのことを考慮すると、今回の削減率は少なすぎ、町民はとうてい容認できるものではありません。

町民感情として納得できない条例案には反対します。

（香原 暉）

## その他の議案

今議会では、条例改正や平成22年度当初予算、21年度補正予算のほか、次の議案も可決しました。

# 意見書

議員発議による意見書を  
全員賛成で可決し、関係  
機関宛に送付しました

○県政・県町村会汚職  
事件の徹底解明及び再  
発防止のための政治倫  
理条例制定を求める意  
見書

## 【要旨】

福岡県町村会の「裏金」  
接待に端を発した汚職事  
件は、前副知事と県町村  
会長が逮捕・起訴される  
事態に発展しました。こ  
の事件に対する麻生知事  
の対応は、極めて不十分  
です。

「裏金」の原資には、  
県下の市町村が負担した  
公金と、全国町村会の共  
済事業や宝くじの交付金  
が充てられたと報じてい  
ます。宝くじ還元金は、  
市町村に還元されるべき

お金です。

地方自治を踏みにじつ  
た今回の事件の全容解明  
と再発防止のため、次の  
措置を強く要求します。

記

1 知事は今回の事態を明  
確にするのと同時に、今回  
の疑惑の全容を徹底解明  
し、その結果を県民に報

告すること。

2 政治倫理条例は、現  
在県下86%の自治体が制  
定している。県において  
も、知事、副知事など特  
別職と県議を対象とした  
実効ある政治倫理条例を  
制定すること。

## 【送付先】

福岡県知事 麻生 渡

# 請願

(付帯意見をつけ  
全員賛成で採択)

## ○町道認定に関する請願

当該道路は、役場横か  
ら町道山ヶ崎〜唐ヶ崎線  
に通じる地域の

重要な生活道路  
です。また、土  
地改良により公  
衆道路として換  
地処分され、所  
有者は鞍手町と  
なっています。



山ヶ崎区内の請願道路

地域住民の生活に密着  
した道路であり、早急に  
町道として認定、整備し  
ていただきますよう請願  
します。

## 請願者

山ヶ崎区長 篠原 守成

紹介議員 武谷 保正

# 新しい人事

3月定例会には2件の人事案件が提案され、いずれも同意しました。それぞれの委員さんがご活躍されますことを期待します。

## 教育委員の任命に同意

末永 清氏が本年1月31日をもって辞任された  
ので、その補充委員として、野中 眞知氏を任命  
することに全員賛成で同意しました。



のなか まち 眞知 氏 (63歳)

現住所 木月1317番地1  
任期 平成22年 3月3日から  
平成22年10月6日まで  
1期目

## 固定資産評価審査委員の選任に同意

入江 均氏の任期が6月9日で満了することか  
ら、同氏を再度選任することに議会の同意を求め  
られ、全員賛成で同意しました。



いりえ ひとし 均 氏 (71歳)

現住所 新北1368番地  
任期 平成22年6月10日から  
平成25年6月 9日まで  
5期目